



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**告 示**

- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）…………… 1

**公 告**

- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課）…………… 1
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 2

**公安委員会事項**

- 警備員指導教育責任者講習の実施・2件…………… 4

## 告 示

### 沖縄県告示第439号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、具志川加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和3年9月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和3年9月14日から令和4年1月14日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び今帰仁村経済課において縦覧に供する。

令和3年9月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 届出年月日 令和3年7月6日
- 2 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 東部今帰仁モール 今帰仁村字平敷山出原282番ほか4筆
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 東部開発株式会社 沖縄市知花六丁目11番40号 代表取締役 仲宗根勉
  - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀商事株式会社 西原町字小那覇494番地1 代表取締役社長 知念三也、株式会社ふく薬品 那覇市泉崎2丁目3番3号オフィス泉崎ビル5階 代表取締役社長 田仲康晃
  - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和4年7月1日
  - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,188平方メートル
  - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 75台  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び今帰仁村経済課において縦覧に供する。)
  - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 8台  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び今帰仁村経済課において縦覧に供する。)

る。)

- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 81.9平方メートル  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び今帰仁村経済課において縦覧に供する。）
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 12.4立方メートル  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び今帰仁村経済課において縦覧に供する。）
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時、閉店時刻 翌日の午前零時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時から翌日の午前零時まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び今帰仁村経済課において縦覧に供する。）
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

### 3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

---

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和3年9月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年3月15日  
(2) 商号名 コーキング東  
(3) 代表者名 屋嘉部景志  
(4) 所在地 八重瀬町字宜次455番地4  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第8168号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年1月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年3月15日  
(2) 商号名 株式会社コーキング東  
(3) 代表者名 屋嘉部景矢  
(4) 所在地 八重瀬町字宜次455番地4  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第14021号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年1月28日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年3月15日  
(2) 商号名 ペイントハウストマト  
(3) 代表者名 伊志嶺敏  
(4) 所在地 宜野湾市我如古一丁目25番11号4F  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-1）第9684号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年1月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

- 4 (1) 処分をした年月日 令和3年3月15日  
(2) 商号名 株式会社マウンテンズカンパニー  
(3) 代表者名 山内皓斗  
(4) 所在地 浦添市字港川512番地17  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第13866号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年2月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 令和3年3月15日  
(2) 商号名 浦西産業株式会社  
(3) 代表者名 具志堅全志  
(4) 所在地 浦添市前田三丁目9番20号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第7732号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年2月25日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 令和3年3月15日  
(2) 商号名 有限会社徳吉組  
(3) 代表者名 池原賢一  
(4) 所在地 うるま市字赤道173番8ボヌールマンション4階402号室  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第5443号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年3月1日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7 (1) 処分をした年月日 令和3年3月15日  
(2) 商号名 有限会社三友工務店  
(3) 代表者名 照屋哲弘  
(4) 所在地 北中城村字瑞慶覧657番地の1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第8978号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年3月2日付けで、建設業法第12条に基づき建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8 (1) 処分をした年月日 令和3年3月15日  
(2) 商号名 株式会社アイワベルデ  
(3) 代表者名 根間康夫  
(4) 所在地 那覇市字天久762番地1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第11907号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年3月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9 (1) 処分をした年月日 令和3年3月15日  
(2) 商号名 有限会社アクトコーポレーション  
(3) 代表者名 與古田徳彦  
(4) 所在地 浦添市当山二丁目16番11号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第13200号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年3月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第166号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和3年9月14日

沖縄県公安委員会

#### 1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

#### 2 講習期間等

##### (1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	令和3年11月10日（水曜日）から同月17日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前9時から午後5時まで（令和3年11月17日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚教室
	【考查】11月17日（水曜日）	午後4時20分から午後6時まで	

##### (2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	令和3年11月15日（月曜日）から同月17日（水曜日）まで	午前9時から午後5時まで（令和3年11月17日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚教室
	【考查】11月17日（水曜日）	午後4時20分から午後4時55分まで	

#### 3 受講定員

- (1) 新規取得講習 30人
- (2) 追加取得講習 10人

#### 4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第1号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。
  - ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
  - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
  - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
  - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に

- 係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。
- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に合格した者
- オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 5 受講申込みに必要な書類
- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り) 1通
- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
- ア 新規取得講習
- (7) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
- (イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し
- (ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し
- (オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書
- イ 追加取得講習
- (7) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- 6 受講申込手続等
- (1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和3年9月27日(月曜日)から同年10月1日(金曜日)までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 提出先
- ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料47,000円又は追加取得講習手数料23,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。
- 8 その他
- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全課生活安全企画課  
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3033) 又は沖縄県内の警察署の生活安全課 (係)

**沖縄県公安委員会告示第167号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和3年9月14日

沖縄県公安委員会

**1 実施する講習**

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

**2 講習期間等**

**(1) 新規取得講習**

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	令和3年11月10日（水曜日）から同月16日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前9時から午後5時まで（令和3年11月16日にあつては、午後3時まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚教室（令和3年11月15日及び同月16日にあつては、第4教室）
	【考査】11月16日（火曜日）	午後3時30分から午後5時10分まで	

**(2) 追加取得講習**

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	令和3年11月15日（月曜日）及び同月16日（火曜日）	午前9時から午後5時まで（令和3年11月16日にあつては、午後3時まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 第4教室
	【考査】11月16日（火曜日）	午後3時30分から午後4時5分まで	

**3 受講定員**

- (1) 新規取得講習 10人
- (2) 追加取得講習 10人

**4 受講対象者**

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第3号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。
  - ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
  - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
  - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。
- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に合格した者
- オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 5 受講申込みに必要な書類
- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通
- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
- ア 新規取得講習
- (7) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (4) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し
- (7) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し
- (4) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書
- イ 追加取得講習
- (7) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (7) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- 6 受講申込手続等
- (1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和3年9月27日（月曜日）から同年10月1日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 提出先
- ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3033) 又は沖縄県内の警察署の生活安全課 (係)

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1</p>
---	---